

平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 戸 井 田 和 彦  
(コード番号：7215)  
問 合 わ せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 加 藤 浩  
TEL. 044-520-0290

### 当社子会社の訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社の子会社である、株式会社アルティア（以下、「㈱アルティア」という。）は、平成 25 年 4 月 25 日付「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせ致しました訴訟の東京地方裁判所の第一審判決について、当該判決を不服として、この度、控訴を提起致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 控訴を提起した裁判所および年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 平成 25 年 5 月 8 日
- (3) 当事者 控 訴 人 ㈱アルティア  
被控訴人（第一審原告） 国、軽自動車検査協会

#### 2. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す
- (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審ともに被控訴人らの負担とする

#### 3. 控訴に至った経緯

当社子会社である、㈱アルティアは、平成 20 年 3 月 28 日付けで提起された不当利得返還請求に関する訴訟について、平成 25 年 4 月 24 日、東京地方裁判所（第一審）より、1 億 3 5 6 1 万 1 7 8 6 百万円及び付帯する年 5 分の遅延金の支払を命じる旨の判決が言い渡されました。同判決内容は㈱アルティア側の主張が認められず、これを不服として、弁護団との協議の結果、控訴を提起することとしました。

#### 4. 今後の見通し

㈱アルティアの主張が全面的に認められなかったことは誠に遺憾であるため、引き続き控訴審において正当性を主張してまいります。また、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせ致します。

以 上